

新型コロナウイルス感染症の分類変更に伴う 今後の対応に関するお知らせ

更新日時：2023年5月8日9時00分

平素は、弊社ホームページをご覧ください誠にありがとうございます。

さて、本年1月27日、政府が新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針を決定し、2023年5月8日よりこれまでの2類相当より「5類感染症」へ位置づけが変更されることが決まりました。

政府が示す新たな政策・措置の段階的な見直しに伴い、弊社の感染防止策につきましても、「ステップ要件」を廃止いたします。

これまで、新型コロナウイルス感染症対策として、ご入居者の皆さまの外出やご家族の来館等の対応につきまして、「ステップ0」から「ステップ2」の対応基準を設定させていただき、感染防止策にご協力、ご理解を賜りましたこと、重ねて御礼申し上げます。

今後も、ご入居者の皆さまの安全を最優先に考え、新型コロナウイルス感染防止に努めつつ、快適な施設運営を目指してまいりますので、引き続き、感染防止策へのご理解、ご協力をお願い申し上げます。